

○制度改正に伴う届出一覧

H26. 3. 31まで	選択	H26. 4. 1より	必要な手続き	届出書類※1（提出期限：平成26年4月10日）
指定共同生活介護	⇒	【指定共同生活援助(介護サービス包括型)】 ・みなし事業所として指定（指定手続き不要） ・ケアホームと同様の指定基準上の人員が必要	・運営規程の事業種別の変更※2	・変更届 ・改正後の運営規程
	⇒	【外部サービス利用型指定共同生活援助】 ・世話人6：1以上の配置が必要	・事業種別変更 ・運営規程の事業種別の変更※3	・変更届 ・改正後の運営規程 ・付表6(その1)・付表6(その2)・付表6(別紙) ・勤務形態一覧表 ・受託居宅介護事業者との委託契約書※4
指定共同生活援助	⇒	【指定共同生活援助(介護サービス包括型)】 ・ケアホームと同様の指定基準上の人員が必要	・事業種別の変更 ・運営規程の事業種別の変更※2	・変更届 ・改正後の運営規程 ・付表6(その1)・付表6(その2)・付表6(別紙) ・勤務形態一覧表
	⇒	【外部サービス利用型指定共同生活援助】 ・みなし事業所として指定（指定手続き不要） ・世話人6：1以上の配置が必要だが、みなし指定は当面の間10：1でも可	・運営規程の事業種別の変更※3	・変更届 ・改正後の運営規程 ・受託居宅介護事業者との委託契約書※5
一体型指定共同生活介護及び一体型指定共同生活援助	⇒	【指定共同生活援助(介護サービス包括型)】 ・みなし事業所として指定（指定手続き不要） ・ケアホームと同様の指定基準上の人員が必要	・運営規程の事業種別の変更※2 ・一体型共同生活援助の廃止※6	・変更届 ・改正後の運営規程 ・廃止届※7
	⇒	【外部サービス利用型指定共同生活援助】 ・世話人6：1以上の配置が必要	・事業種別変更 ・運営規程の事業種別の変更※3 ・一体型共同生活援助の廃止※6	・変更届 ・改正後の運営規程 ・付表6(その1)・付表6(その2)・付表6(別紙) ・勤務形態一覧表 ・受託居宅介護事業者との委託契約書※4 ・廃止届※7

※1 サテライト型住居を設置する場合は、事前相談の上、「変更届に必要な書類一覧」の7番を参照すること。

※2 事業種別（事業目的）を「指定共同生活援助」もしくは「指定共同生活援助（介護サービス包括型）」の名称に改正すること。

※3 事業種別（事業目的）を「外部サービス利用型指定共同生活援助」の名称に改正し、運営規程の記載例を参考に他の条項を変更すること。

※4 事業開始前に契約締結が必要。また、写しに原本証明をした上で提出すること。

※5 受託居宅介護サービス提供前までに契約締結が必要。締結後10日以内に、写しに原本証明をして届け出ること。

※6 当該事業を廃止するため、みなし指定事業所の指定有効期限は、一体型指定共同生活介護の指定有効期限が適用されます。

※7 誓約書および利用者への対応状況に関する書類は添付不要。